



愛媛県報

令和8年9月25日金曜日 第749号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）… 529
- 同意の成立（漁獲・特定養殖共済）……………（漁政課）… 529
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 529
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（中予地方局地域福祉課）… 529
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ）… 530
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ）… 530

公 告

- 情報系列端末の購入……………（会計課）… 530

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1001号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	西 予 市	令和11年9月20日まで

○愛媛県告示第1002号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
南内海区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧南内海漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第1003号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
（般－4）第6807号	令和4年7月25日	（有）越智水道工業所	高橋 仁志	西条市飯岡2418－1	令和8年8月6日	土木工事業、管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
（般・特－7）第3917号	令和7年8月29日	（株）大西工務店	貝崎 正剛	新居浜市坂井町3－5－43	令和8年8月12日	土木工事業、さく井工事業 水道施設工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第1004号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和8年9月25日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社アミクス	訪問看護ステーションk i o r i	伊予市米湊612－1 K. 米湊104号	令和8年8月1日	訪問看護

合同会社ときわ	ときわケアステーション	伊予市灘町49番地4みなみロードマンション202	令和8年10月1日	訪問看護
---------	-------------	--------------------------	-----------	------

○愛媛県告示第1005号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
令和8年9月25日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社アミクス	訪問看護ステーションkior	伊予市米湊612-1K、米湊104号	令和8年8月1日	介護予防訪問看護
合同会社ときわ	ときわケアステーション	伊予市灘町49番地4みなみロードマンション202	令和8年10月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1006号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
令和8年9月25日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510082	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	大城慎也	就労選択支援	障害者就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280番地	令和8年8月1日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和8年9月25日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
情報系列端末の購入
- (2) 購入物品名及び数量
情報系列端末 一式
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和9年3月31日（水）
- (5) 納入場所
愛媛県立宇和島南中等教育学校（宇和島市文京町5-1）
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2156
- (2) 入札書の受領期限
令和8年10月30日（金）午前9時から令和8年11月2日

(月) 午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年11月2日(月) 午前10時

愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限: 令和8年10月19日(月) 午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A full set of terminals for information course

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 2 November 2026

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156